

## 藤井寺駅北交流広場(デラパーク)の使用について

「藤井寺駅北交流広場の使用に関する要綱」が平成 27 年 11 月 1 日から施行されました。  
詳細は、要綱及び下記の内容をご覧ください。

### ※交流広場設置目的

「藤井寺駅北交流広場」(以下「交流広場」といいます。)は、「藤井寺駅周辺まちづくり協議会」からの提案を踏まえ、藤井寺市及び地域住民、団体などが一体となって藤井寺駅周辺地域の活性化及び賑わいや憩いの空間の創出などに寄与することを目的で設置されました。

交流広場を使用される方の一人ひとりがこの趣旨を充分にご理解いただき、魅力的な空間づくりのため、「藤井寺駅北交流広場の使用に関する要綱」に沿った使用にご協力くださいますようお願いいたします。

### 1 使用申込みについて

- ・使用申込みは、事前相談の上、使用開始日の30日前までに、「藤井寺駅北交流広場使用許可申請書」など下記に掲げる書類を藤井寺市都市整備部まち保全課(以下「担当課」といいます。)に提出してください。
- ・受付時間は、午前9時00分から午後5時30分までです。(土日祝日を除きます。)
- ・受付は、原則先着順ですが、市の行事を優先する場合や周辺で開催されるイベントとの日程調整をしていただくことがあります。
- ・使用できる範囲は、別図のとおりです。

#### ■使用の流れ■

##### ①事前相談

事前に、使用希望日の空き状況、実施予定イベントが趣旨に抵触しないか等について、イベントなどの所管課及び担当課に相談・確認をしてください。

##### ②申請書等の提出

申請に必要な書類に必要な事項を記入の上、担当課に使用日の30日前までに提出してください。

- 申請に必要な書類(ホームページからダウンロードできます。)
  - 「藤井寺駅北交流広場使用許可申請書」(様式第1号)
  - 「誓約書」(様式第2号)
  - 「藤井寺駅北交流広場の使用に関する企画書」(様式第3号)
- 関係機関への各種届出書
  - 「道路占用許可申請書」(藤井寺市道路占用規則 別記第1号様式)
  - 「道路使用許可申請書」(道路交通法施行規則 別記様式第6)
- 占用料減免理由に該当する場合
  - 「道路占用料減免申請書」
  - 「共催承認書又は後援承認書の写し」

##### ③内容の審査

- ・書類等に不備がある場合は、修正が必要になります。

- ・下記（ア）（イ）の内容を審査し、使用できない場合は連絡します。
  - （ア）次の各号のいずれかに該当する**実施主体**が主催又は共催となってイベント等を実施する場合とします。
    - (1) 藤井寺市（以下「市」といいます。）
    - (2) 地域住民で組織された団体及び協議会等
    - (3) 町会、商店街などの組織された団体等
    - (4) その他市長が認めたもの
  - （イ）周辺の環境に配慮し、次の各号のいずれかに該当するイベント等は実施できません。
    - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
    - (2) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団）の利益になり、又はそのおそれがあるもの
    - (3) 特定の政治団体、宗教団体及び個人等の利益となるもの
    - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類するもの
    - (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの
    - (6) 交流広場の管理運営上支障があると認められるもの
    - (7) 交流広場の施設及び設備を損傷するおそれがあるもの
    - (8) 異常な騒音、臭気等の発生が予想されるもの
    - (9) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
    - (10) その他使用を制限することが必要であると認められるもの

#### ④許可書の発行

- ・藤井寺駅北交流広場使用許可書（様式第4号）の発行を行います。
- ・「道路使用許可申請書」に担当課の協議書を添付し返却しますので警察へ届けてください。
- ・警察より道路使用許可書が発行されましたら協議回答を担当課へ届けてください。
- ・担当課より道路占用許可書と占用料の納入通知書を発行します。納入通知書に記載の支払期限内にお支払いください。支払期限までにお支払いがない場合は、交流広場の使用をお断りすることがあります。

#### ⑤イベント等の実施（当日）

- ・使用期間中は、必ず使用許可書と道路使用許可書を携帯してください。
- ・イベント等に関する一切の責任及び負担は市が負いません。

#### ⑥交流広場使用結果について報告

「藤井寺駅北交流広場使用結果報告書」の提出

#### ■使用できるイベント等■

市長の許可を受けて、使用施設において次に掲げるイベント等を行うことができます。

- ①物産展等不特定多数の者の飲食、買物等の場の用に供すること。
- ②コンサート、パフォーマンス等不特定多数の者を対象に興行をすること。
- ③広告物又はこれに類する物の表示及び情報発信を行うこと。
- ④展示会、集会、イベントその他これらに類する催しを行うこと。
- ⑤公益的な募金その他これらに類する行為をすること。

#### ■使用時間■

- ・各使用施設の使用時間は、次のとおりです。  
午前8時から午後8時まで
- ・使用時間とは、イベント等の開催時間のことを指します。
- ・使用にかかる設営及び撤去は使用時間の前後2時間の範囲で行ってください。  
ただし、イベント開催日の前後の日に行う場合は、担当課と協議してください。

#### ■使用期間■

使用期間は、7日以内とします。ただし、次のいずれかに該当するものについては、協議いたします。

- ①交流広場の設置目的達成に最大限貢献し、かつ定期的な使用が見込めるイベント
- ②市が主催又は共催するイベント
- ③その他長期間の使用を必要とする相当の理由があると認められるイベントやオブジェの設置  
(例：ハロウィンのオブジェやイルミネーション、祭りの提灯等)

#### ■禁止行為■

交流広場においては、次に掲げる行為は禁止しています。イベント等の実施中に当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止させていただきます。

- ①交流広場の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- ②他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- ③火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- ④機材の搬入、搬出時以外、車両を乗り入れ又は留め置くこと。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- ⑤非常時における避難の際に支障となる囲い、ついでにその他の物品を設置すること。
- ⑥ごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- ⑦その他交流広場の利用及び管理に支障がある行為

#### ■使用の制限■

次の事項に該当する場合は、使用の申請を不許可といたします。また、このために生じた損害については、一切の責任を負いません。

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合
- ②交流広場の設置目的に反する使用をするおそれがあると認める場合
- ③交流広場の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認める場合
- ④その他交流広場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認める場合

#### ■占用料等■

料金は下記のとおりです。ただし、長期利用の場合は、別途とします。

1日 8,000円

#### ■支払い■

- ・道路使用許可書とともに納入通知書を発行いたしますので、納入通知書に記載の支払期限内にお支払いください。
- ・支払期限までにお支払いがない場合は、ご使用については、お断りすることがありますのでご了承ください。

### ■ 占用料の免除 ■

次の事項に該当する場合は、占用料が減免される場合があります。該当する場合は、使用申請時に減免申請書の提出が必要です。

- ①市が使用する場合
- ②国又は地方公共団体が公用又は公益のため使用する場合
- ③市を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ④町会、商店街など組織される団体等で、市の後援で使用する場合  
※ 占用料減免申請書に市が交付する後援承認書の写しを添付してください。
- ⑤市長が公益上特別の理由があると認める場合

### ■ 使用の変更及び取消 ■

#### (1) 使用許可の取消

次の事項に該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- ① 使用許可条件に違反して使用したとき
- ② 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき
- ③ 各種法令や前述の使用の制限に違反したとき又はそのおそれがあるとき
- ④ 関係職員の指示に従わないとき
- ⑤ 災害、事故その他非常の事態の発生により、交流広場の利用ができなくなったとき
- ⑥ イベント等の内容により、一般の道路使用者に危険を生じるおそれがあるとき
- ⑦ 施設等の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じたとき
- ⑧ 工事その他の都合により市長が特に必要と認めるとき

- (2) 使用者の自己都合による変更及び取消申込み後、使用者の都合により使用日・使用施設等を変更される場合は、藤井寺駅北交流広場使用許可変更申請書（様式第5号）の提出が必要です。変更の内容によっては、取消扱いとさせていただきますのでご了承ください。また、申込みを取り消される場合は、速やかにご連絡ください。

#### (3) 占用料の返還

災害その他不可抗力など使用者の責に帰することのできない事由（ただし、雨天等気候は除く。）により使用不能となった場合、又は公益上やむを得ない事由により使用が取消となった場合は、既納の占用料は全額返還いたします。

前記以外の事由又は使用者の自己都合により使用が取消となった場合は、既納の占用料は返還いたしません。

## 2 使用上の注意点

### ■ 関係法令等の遵守 ■

イベントを実施する場合は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）「藤井寺駅北交流広場の使用に関する要綱」及びこの「藤井寺駅北交流広場の使用について」を遵守してください。

また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。

万一、届出等の不備のため開催不能となった場合においても、一切の責任を負いません。

#### ■臭い、煙等■

イベントの際に、臭い、煙等を発生するおそれのある設備については、周辺利用者や通行者への影響を及ぼすおそれがあるため、使用者は事前に管理者等と持込み又は設置について協議を行ってください。

#### ■音響設備等■

音響設備、BGM等に関して、使用機器・使用方法などについて事前に確認させていただきます。歩行空間の管理運営上、周辺利用者や通行者に支障があるときは、音量制限をお願いする場合がありますのでご了承ください。

また、通行者や周辺ビル等から苦情が寄せられたときは、イベントを中止していただく場合がありますのでご注意ください。この場合、中止に伴う損害については一切の責任を負いません。

#### ■持込み物品■

- 危険物の持ち込みはできません。なお、火気類の使用については柏原羽曳野藤井寺消防組合と十分に協議を行い、指導に従ってください。
- 持込み物品については、事前に確認させていただきます。複数日にまたがるご使用の場合、持込み物品は原則として、毎日撤去してください。撤去が困難な場合は、警備員を配置するなどの対応をお願いします。
- 電源はございません。使用者にて仮設電力を用意してください。なお、電源コード等は、足をひっかけないように養生してください。
- 水道はございません。使用者にて用意してください。

#### ■使用時の交流広場管理■

- 使用期間中は、藤井寺駅北交流広場使用許可書（様式第4号）、道路占用許可書、道路使用許可書を必ず携帯し、提示を求められた場合には、速やかにご提示をお願いします。
- 使用許可を受けた範囲外の使用は一切できません。
- 使用中は、原則として最低1名は会場に常駐し、通行者の安全確保、使用場所内の貴重品等の保管に留意し、防犯を心がけてください。
- 藤井寺駅エレベーター通路及び駅前広場内の歩行者動線の確保を行ってください。
- 視覚障害者用誘導ブロック上に立ち止まることのないよう、誘導員又は警備員を必ず配置し、来場者に注意を喚起するようにしてください。

#### ■注意事項■

- 使用中及び会場設営・会場撤収の際の安全確認は各自で責任を持って行ってください。
- 会場警備や来場者の整理、避難誘導は使用者の責任で行ってください。イベント内容・集客見込人数等によっては、保安計画の作成及び提出を求められることがあります。また、警備体制を整えることを使用の条件とする場合があります。
- 会場警備が不十分な場合や通行を妨げるような事態が発生した場合などは、強制的に使用を中止していただくことがあります。この場合、中止に伴う損害については、一切の責任を負いません。
- 物品や飲食物の販売を行う場合には、周辺の店舗等に配慮した内容とってください。
- 使用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品等の盗難・破損等のすべての事故について、その責は使用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。ついては、イベント保険等必要な保険にご加入いただくことをお勧めします。
- イベント中に出た汚水については、使用者で処理してください。
- 風船等（ヘリウムガス）浮き上がるものや飛散するものの配布及び使用はできません。

- ・その他、管理者の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、使用を中止させていただきます。

#### ■搬入・搬出について■

- ・イベント等に関する資機材等の搬入・搬出、設置・撤去等に係る作業は、代表者の責任において実施してください。
- ・交流広場周辺道路に関係車両の駐車はしないでください。
- ・物品等の搬入・搬出の際は通行者の安全を最優先し、搬入・搬出経路及び会場の床・壁面・手すり等に養生をしてください。また、荷物を通路・階段・出入口付近に放置したままにしないでください。

#### ■設営・養生■

- ・重量物及び床との接触面が硬い物などを設置する場合や汚損のおそれがある場合は、床面の養生が必要です。
- ・施設・設備・床・壁等へのピン・釘打ち等直接加工はできません。
- ・通行者に支障がでないよう、ゆとりのある設営を心がけてください。

#### ■清掃・原状回復■

- ・使用者は、使用施設を原状に回復する義務を負うものとします。
- ・使用施設の破損、傷の付着・着色等が確認された場合は、補修工事費等実費を請求させていただきます。
- ・使用内容に応じて、使用施設及び周辺も含めて清掃を行ってください。（清掃範囲については、協議の上、決定するものとします。）
- ・使用時に会場内で発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。

#### ■お問い合わせ先■

藤井寺市 都市整備部 まち保全課

電話 072-939-1206 FAX 072-952-9504

別図

